

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

住宅の新築・新規購入を検討されている子育て世帯の方へ

子育て世帯の方が住宅を新築・新規購入する場合には条件を満たすと「安芸高田市子育て住宅新築等購入補助金」を交付することができます。

子育て住宅新築等補助金

目的

定住の促進により人口の減少を抑制するとともに地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象者

安芸高田市への定住を目的（補助金交付決定後5年以上居住すること）に、『安芸高田市内に主たる事務所を有する建築業者等の施工により住宅を新築』又は『安芸高田市内の不動産業者が媒介又は販売する住宅（土地付き住宅で他人が住んだことがないものに限る。）を購入』する子育て世帯の者（市税の滞納がないこと・暴力団員でないこと）

※子育て世帯の者とは、満18歳までの子を有する者又は夫婦どちらかが満40歳未満の者のことをいいます。

※住宅の所有権を共有している場合は、申請者が所有権の2分の1以上を有する場合に限りません。

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

項目	区分	補助額
住宅新築補助金	市内の子育て世帯の者	25万円
	転入者の子育て世帯の者	50万円
住宅購入補助金	転入者の子育て世帯の者	25万円

必要書類

契約締結日から 3 か月以内に次の書類を添えて交付申請が必要です。

- 1 安芸高田市子育て住宅新築等補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 世帯全員の住民票の写し（続柄記載のあるもの）
（転入者の場合であって住民票で、転入後 2 年以内であること又は転入前に 2 年以上他の市町村の住民基本台帳に記載されていたことを確認できない場合は、世帯全員の戸籍附表が必要。）
- 3 建築工事請負契約書・住宅の売買契約書の写し（取得価格のわかるもの）
- 4 住宅の建物の位置、平面図及び立面図（延床面積がわかるもの）

必要書類

住宅の引き渡しを受けた後、3 か月又は交付決定日の年度末のいずれか早い日までに次の書類を添えて実績報告が必要です。

- 1 安芸高田市子育て住宅新築等補助金実績報告書（様式第 6 号）
- 2 住宅に転入されたことを確認するための世帯全員の住民票の写し
- 3 工事請負費・住宅の購入費等の領収書の写し
- 4 住宅の建物の登記事項証明書の写し
- 5 住宅が確認できる写真

※交付額確定後、請求書の提出が必要です。

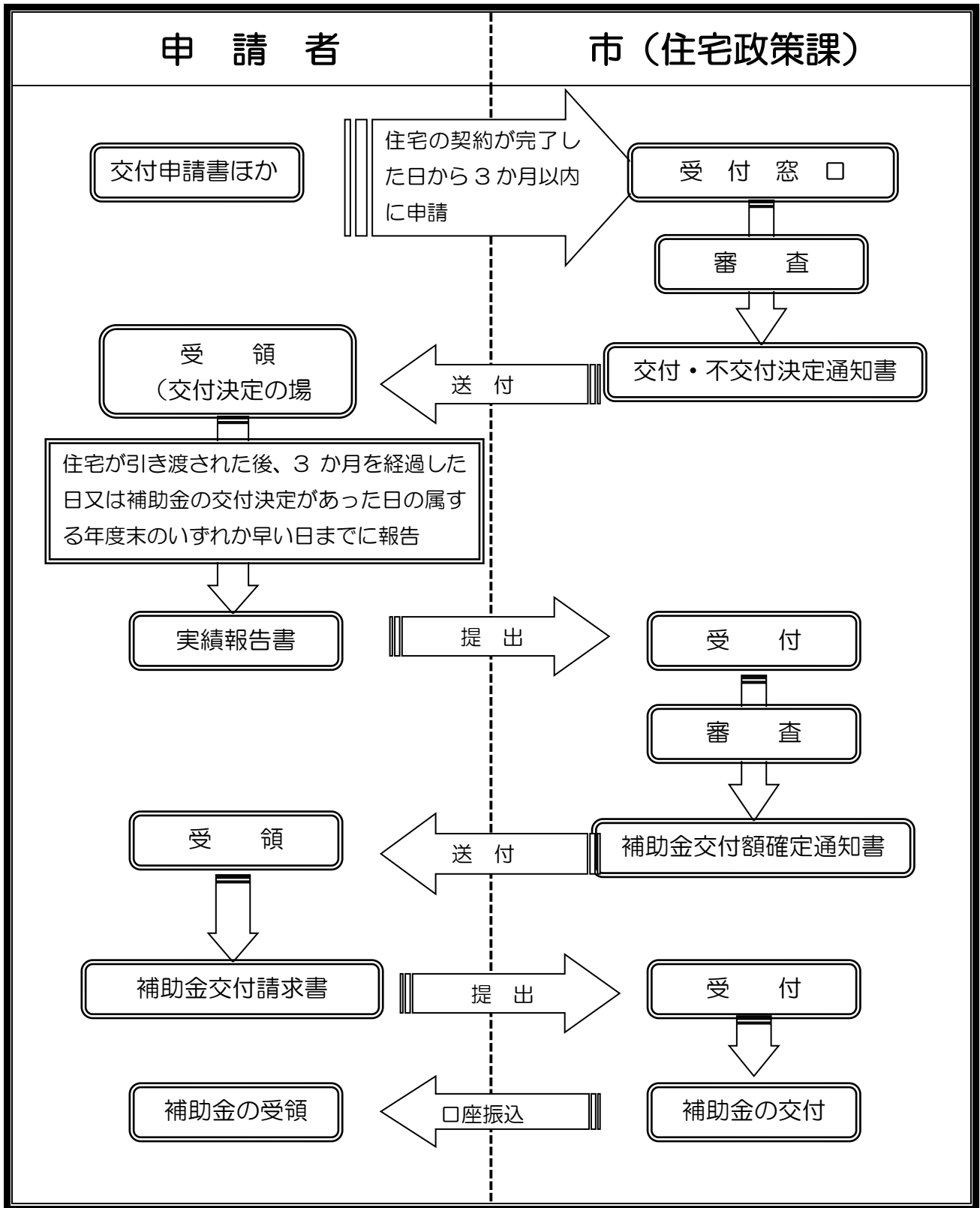
申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 建設部 住宅政策課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL：(0826) 47-1202 Fax (0826) 47-1206

安芸高田市子育て住宅新築等補助金申請の手続きの流れ



申請の変更（中止・廃止）

補助金の交付決定を受けた方が、申請内容に変更（中止・廃止）が生じた場合は、安芸高田市子育て住宅新築等補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。

補助金の請求

補助金の額が確定した方は、安芸高田市子育て住宅新築等補助金交付請求書（様式第8号）を安芸高田市建設部住宅政策課へ提出してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

（注）補助金の返還

次の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

この場合において、返還金額は補助金の交付を受けた日から起算して5年に満たない期間の年数（1年未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）に補助金額の5分の1の額を乗じた額とする。

- 1 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けた者
- 2 補助金の交付を受けた日から5年未満で補助対象住宅を取り壊し、貸与し、又は売却したとき
- 3 補助金の交付を受けた日から5年未満で、世帯全員が転居又は転出したとき
- 4 補助金の用途が不相当と認められたとき